

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

問い合わせ 国保年金課 公費医療係(☎内線305・315)

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある人は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

医療費の窓口負担割合が2割になる人の条件


同一世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる人で、下記①または②に該当する人

- ①単身世帯で「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が200万円以上
 - ②複数世帯で被保険者全員の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上
- ※3割の人は除く。

2022年9月30日まで		2022年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等 (※)	1割	一定以上所得のある人	2割
		一般所得者等 (※)	1割

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

被保険者証を送付する時期

被保険者証の 見本・色	 (桃色)	有効期限	本年10月1日～7月31日まで
		郵送時期	9月20日(火)～22日(木) (予定)
		郵送方法	特定記録郵便

窓口負担割合が2割となる人には 負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)、2割負担となる人へ、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる人は、事前に登録している高額療養費の口座へ後日払い戻します。(口座の登録がない人には、福岡県後期高齢者医療広域連合から申請書が郵送されます)

【計算方法】 例:1カ月の医療費全体額が5万円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③(②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻しなど ⑤(③-④)	2,000円

配慮措置

1カ月 5,000円の負担増を
3,000円までに抑えます。

医療費窓口負担割合の見直し・背景に関する問い合わせ

- 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター ☎(651)3111
- 厚生労働省コールセンター ☎0120(002)719 (月曜～土曜 午前9時～午後6時 休業:日曜・祝日・年末年始)